

弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

青森県は、長年、都道府県別の平均寿命が全国最下位であり、弘前市の2020（令和2）年の平均寿命は男性が79.2歳、女性が86.4歳で、全国平均（男性81.5歳、女性87.6歳）を下回っているほか、がん・心疾患・脳血管疾患の「三大生活習慣病」による標準化死亡比や喫煙率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合も高い状況にあり、働き盛り世代の死亡率は、総じて全国平均や本県の数値より高い状況である。そのような状況において、当市で顕著に表れているものとしては、既に子どもの頃から肥満傾向にあるというもので、肥満傾向児の出現率が男女とも全年齢で全国平均を上回り、肥満については、子ども・大人ともに増加傾向にある。

また、弘前市の総人口は、1995（平成7）年の約19万4千人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2045（令和27）年までに、現在の約16万人から約12万1千人に減少すると推計されている。同様に、労働人口については、現在の約9万人から約5万9千人へと減少すると推計されており、総人口に占める労働人口割合は減少するとともに、労働人口の平均年齢は上昇していく。全国のどの地域にも共通する将来の労働力（一人当たり生産性）に大きな課題を抱えている。特に、男女とも20～24歳の年齢階層では他の階層よりも転出が多く、また、15～19歳年齢階層では、女性の転出が多く、高等教育機関卒業後の転出による生産年齢人口の減少が顕著であり、若者の域外転出が課題となっている。なお、これらの社会課題については、いずれも短期間では効果が出にくく、持続可能な事業スキームによる継続的な取組が必要である。

本事業においては、これら長年の社会課題の解決に向け、まずは、ドミノ倒しのように高血圧や糖代謝異常などに始まり、動脈硬化、虚血性心疾患、そして最終的には、心不全や脳卒中など、経過に伴う連鎖を引き起こす可能性があるメタボリックシンドロームの予防・改善を図るものとする。そのため、市がこれまで中心市街地などにおいて普及展開を図ってきたQOL健診（※1）と、弘前大学健康未来イノベーション研究機構の参画企業等によるメタボリックシンドロームを予防・改善する健康プログラム（※2）を併せて提供するとともに、当該プログラムの枠組みにおいて、地元企業の参画を促すほか、子どもの頃から生活習慣に関する健康教育を行うことなどに取り組むものとする。

また、本事業は、持続可能な事業スキームによる継続的な取組としていくため、成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）により実施するものとし、将来的には、ソーシャルインパクトボンド（SIB）への移行も見据え、各種業務を一

体的に進めることにより、市民の健康寿命の延伸と医療費の削減に加え、ヘルスケア産業の創出による雇用創出を図るものである。

※1 「QOL健診」とは。

弘前大学などが大規模健診「岩木健康増進プロジェクト」のビッグデータをもとに開発した健診で、その結果を基にした健康教育を即日に行うことで、健康意識の向上や行動変容につながりやすい、意識啓発型のものをいう。

※2 「健康プログラム」とは。

食事、運動など、メタボリックシンドロームの予防・改善に関する健康プログラムであって、メタボリックシンドロームの予防・改善に関するエビデンスについて、市が弘前大学健康未来イノベーション研究機構の確認を経て定める「(仮)弘前版PFS/SIBモデルにおける健康プログラム参画基準」に基づき、あらかじめ弘前大学健康未来イノベーション研究機構の審査により、承認を受けたものをいう。

(2) 業務名

弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業業務

(3) 業務内容

成果連動払とする業務として、QOL健診及び食事や運動に関する健康プログラムの提供、当該健康プログラムへの地元企業の参画促進、健康アプリを活用したサービスの向上、周知啓発及び健康教育、成果連動払とはしない業務として、各種調査業務、SIB移行に向けた資金調達準備業務、第三者評価実施業務、その他PFSによる事業の実施に必要な業務とする。また、適宜、連絡、調整等の中間支援業務を行うものとする。

当該業務は、令和7年度から令和9年度までの3か年で業務を行うものとし、詳細については、別紙「弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業公募型プロポーザル方式成果水準書」(以下「成果水準書」という。)に記載のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日(令和7年10月予定)の翌日から令和10年3月31日まで

2 業務に要する費用(事業費限度額 ※令和7年度から令和9年度までの3か年総額)
181,500,000円(税込み)

※ 当該事業費限度額における内訳

固定払部分 135,977,600円

成果連動払部分 45,522,400円

※ この金額は、公募型プロポーザルにおける見積もり比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

※ 参考見積書の金額が、業務に要する費用(事業費限度額 ※令和7年度から令和9年度までの3か年総額)を超過した場合は失格とする。ただし、参考見積書の

内訳において、上記「当該事業費限度額における内訳」の金額及び割合を超過した場合は、それをもって失格とするものではない。

※ 本事業の支払は、「固定払部分」と「成果連動払部分」の2種類により構成される。詳細については、別紙「成果水準書」の「7 支払上限額、支払条件等」を参照すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公示日現在から候補者特定の日まで、「弘前市建設業者等指名停止要領」による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にいない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年6月20日（金）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。また、提出時には別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。
※ 提出先メールアドレス：kikaku@city.hirosaki.lg.jp
※ 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答予定日：令和7年6月25日（水）
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

4の2 実施要領及び成果水準書の一部変更に係る質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年6月27日（金）正午まで
- (2) 提出方法：4(2)の提出方法と同じ

- (3) 回答予定日：令和7年6月30日（月）
- (4) 回答方法：4(4)の回答方法と同じ

5 参加意思表明書の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 参加意思表明書（様式2）原本1部
- ② 弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の者は、以下の書類の写し各1部
 - ア. 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）
※ 参加意思表明書の提出日から起算して3か月以内のものとすること。
 - イ. 身分証明書（個人）
 - ウ. 直近2か年の財務諸表等（法人及び個人）
 - エ. 許認可証等（法人及び個人）
 - オ. 法人については、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
 - カ. 個人については、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(2) 提出期限

令和7年7月3日（木）午後4時まで（必着）

(3) 提出場所

弘前市役所前川本館2階 企画部企画課

(4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※ 持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、令和7年7月4日（金）※予定に参加意思表明者にファックスで通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

※ 原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しないこと。

- ① 企画提案書等提出届（様式3）原本1部
- ② 各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本9部

ア 会社概要（様式4）

イ 再委託調書（様式5）

※ 再委託する場合のみ

※ 基本的に、QOL健診の実施については青森県医師会附属健やか力推進センターが、第三者評価業務の実施について一般社団法人医療経済評価総合研究所が受託することを想定しており、その場合における本調書の提出は不要です。

ウ 工程表（様式6）

エ 企画提案書（任意様式）

※ A4サイズ片面8ページ以内（表紙を除く）とすること。

※ ページ番号を付すこと。

※ 提案者が特定される記述を避けること。

※ 別紙「成果水準書」の各業務について、別表「評価基準」の「評価項目」及び「評価の視点」の記載を踏まえた提案内容とし、企画提案書において、その部分を確認できるようにすること。なお、以下の必須項目については、提案内容に全て盛り込むこと。

【必須項目】
<input type="radio"/> 全般 業務の実施体制・手法及び工程
<input type="radio"/> <u>提案項目1</u> QOL健診の受診率（健康プログラム後）及び健康プログラムの継続率を高めるため、独自の工夫や方策を盛り込んだ提案とすること。
<input type="radio"/> <u>提案項目2</u> 地元企業が健康プログラムへ参画することにより、ヘルスケア産業の雇用創出につながることが期待できる提案とすること。
<input type="radio"/> <u>提案項目3</u> 健康教育等の実施に当たり、生活習慣の改善、肥満傾向児の出現率改善につながるとともに、その親への波及が期待できる提案とすること。
【任意項目】
<input type="radio"/> その他提案事項

オ 参考見積書及び参考見積内訳書（任意様式）

※ 参考見積額は、事業期間において、全ての成果指標を達成したときの成果連動部分及び固定払部分（成果連動払とする業務の固定払部分を含む。）の合計額とし、事業費限度額内とすること。

（2）提出期限等

- ① 提出期限：令和7年7月14日（月）午後4時まで（必着）
- ② 提出場所：弘前市役所前川本館2階 企画部企画課

③ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※ 持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

④ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(3) 記載に係る留意事項

① 企画提案書等の作成にあたって、「成果水準書」は市が求める最低限の要件を定めたものであるため、本プロポーザルに参加する事業者は、業務内容の趣旨・目的を十分に踏まえて記述すること。

② 本業務は、令和7年度下半期から令和9年度までの2年半の契約期間において、1年毎に計2回の成果評価を予定しているため、企画提案書等の作成にあたっては、当該契約期間の取組内容について、年毎の取組も分かるように記述すること。

7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

実施日：令和7年7月29日（火）

(1) 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

提出された参加意思表明書等一式及び企画提案書等一式を別表の評価基準に基づいて審査する。

審査にあたっては、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、提案者が多数ある場合は、企画提案書の書類審査を事前にを行い、審査委員会において選定された提案者についてのみ、プレゼンテーション及びヒアリングを実施のうえ評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果については別途通知する。

審査の結果、最高点を取得した提案者を最優秀者（契約候補者）とし、第2位の得点を取得した提案者を優秀者（次点候補者）とする。また、最高点を取得した提案者又は第2位の得点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を最優秀者（又は優秀者）とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。

(2) プrezentation及びヒアリング審査における注意事項

① 詳細については、プロポーザル参加者に別途通知する。

② プrezentation及びヒアリングでは、社名を名乗らないこととする。

③ 各参加者の持ち時間は、準備を5分以内、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを30分以内とする。

④ プrezentationを行う参加者は2名までとする。

⑤ プrezentationに使用する資料は、事前に提出された企画提案書等のみ

とすること。

- ⑥ パソコン、スクリーン、プロジェクター等の機材の使用は認めない。
- ⑦ 基準点を 60 点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を契約候補者とする（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし。）。

（3）審査結果の通知等

審査結果を令和 7 年 7 月 31 日（木）付け（予定）の書面により通知するとともに、市ホームページにおいて応募者数及び最優秀者（契約候補者）を公表する。また、契約候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に担当部署へ任意の書面により説明を求めることができる。

8 契約

最優秀者（契約候補者）の特定後、随意契約に係る協議を行い、その際に、特定された者は業務委託費の見積書を提出し、協議が整い次第、速やかに契約締結の手続きを行うものとする。ただし、協議が整わない場合や、最優秀者（契約候補者）に事故等があり契約を締結できない場合には、優秀者（次点候補者）と契約締結に係る協議を行う場合がある。

9 日程

公示	令和 7 年 6 月 13 日（金）
質問受付締切	令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 4 時まで
質問回答（予定）	令和 7 年 6 月 25 日（水）
一部変更に係る質問の受付締切	令和 7 年 6 月 27 日（金）正午まで
一部変更に係る質問の回答（予定）	令和 7 年 6 月 30 日（月）
参加意思表明書受付締切	令和 7 年 7 月 3 日（木）午後 4 時まで
参加資格結果通知（予定）	令和 7 年 7 月 4 日（金）
企画提案書等受付締切	令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 4 時まで
プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 29 日（火）
結果通知（予定）	令和 7 年 7 月 31 日（木）付けの書面
契約締結・業務開始（予定）	令和 7 年 10 月上旬

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- （1）参加資格要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、市は提案を失格とともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 市は提出書類を返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると市が認めた場合、既に公示若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルの執行を延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても市は賠償責任を負わないものとする。
- (6) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
 - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、市は提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
 - ③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合において、市が開示しようとするときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、開示することで決定に影響が生じるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市企画部企画課 主担当：千葉、副担当：櫻庭
〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1
電話：0172-26-6348（直通）
メールアドレス：kikaku@city.hirosaki.lg.jp

別表
評価基準

評価項目	評価の視点	配点	換算値	評価点
趣旨目的	本業務の趣旨及び目的を踏まえた提案がなされているか。	10		
業務の実施体制	業務を迅速かつ円滑に遂行するための管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか。	5		
	受託者について、業務実施に係る手法や業務体制は十分であるか。	5		
提案内容の全般	具体的かつ実効性のある提案となっているか。	10		
	弘前市の地域特性や課題を的確に捉えた提案となっているか。	10		
	成果水準書に示された事項に加えて、本業務を充実させる有益な独自の提案があるか。	10		
業務提案内容別に対する評価	QOL健診や健康プログラムを活用した事業	10		
	健康プログラム提供に係る地元企業の参画促進	10		
	将来の働き盛り世代に対する健康教育等の実施	10		
コスト・効率性	提案者のうち、事業費限度額の範囲内で最も低い見積額(税込み)を評価基準価格とし、次の式により評価する。 評価点=(評価基準価格／提案者の見積額)×5(配点) ※ 評価点は、小数第2位を四捨五入	5		
	業務実施スケジュールについて、効率的で実効性を考慮した工夫がなされているか。	5		
プレゼンテーション及びヒアリング	受託するに当たって積極的な姿勢が示されているか。また、提案内容、質疑応答において明確に説明しているか。	10		
合計		100		

評価	A	B	C	D	E
	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	不可又は記載なし
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点=配点×換算値

※基準点を60点（配点合計の6割）とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を契約候補者とする（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし）。

※審査の結果、最高点を取得した提案者を最優秀者（契約候補者）とし、第2位の得点を取得した提案者を優秀者（次点候補者）とする。また、最高点を取得した提案者又は第2位の得点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を最優秀者（又は優秀者）とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。最終的に、上記評価において最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とする。